

「秋田県過疎地域持続的発展方針（案）」に関する意見募集の実施について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、秋田県では、「秋田県過疎地域持続的発展方針」（令和8年度～12年度）を作成することとしましたので、次のとおり広く県民の皆様の御意見を募集いたします。

1 計画等の名称

秋田県過疎地域持続的発展方針（案）

2 資料の入手方法

方針案及び参考資料は、「美の国あきたネット」ホームページのほか、企画振興部市町村課（県庁本庁舎2階）、総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）及び各地域振興局総務企画部地域企画課で御覧いただけます。

3 意見等の提出期間

令和7年6月17日（火）から令和7年7月16日（水）まで

4 意見等の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。
様式は問いません。

5 提出の際の留意事項

提出に当たっては、提出される方の住所・氏名を明記してください。
住所・氏名を明記していない場合は、意見等として取り扱わないこともあります。

6 提出された意見等の公表

提出された意見等については、県の考え方を付して、内容を公開します。
その際、住所・氏名等は公表しません。なお、同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。また、案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。

7 意見等の提出及び問い合わせ先

秋田県企画振興部 市町村課 調整・企画チーム

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

電話 018-860-1144 FAX 018-860-3859

電子メール sichoson@pref.akita.lg.jp